

国直轄事業負担金の廃止を求める件

国の直轄事業は、法律により事業範囲を定め、国自らが直接行う事業であり、その実施にあたっては、地方が国に直轄事業負担金を支出しています。

この負担金のあり方については、地方分権改革推進委員会において廃止・縮減等の抜本的見直しが必要との認識が示されているところであり、4月24日には、直轄事業の縮減や透明性の確保・充実、負担金のあり方の見直しなどに係る緊急の基本的な考え方も示されるなどしております。

また、国及び地方の財政が厳しさを増す中で、全国知事会と関係府省との意見交換も行われております。

よって、国会及び政府におかれては、地方の声を真摯に受け止め、下記の事項について、速やかに実現されるよう強く要請します。

記

- 1 これまでの直轄事業に係る内訳明細や、負担金の基準、経費内訳とその積算根拠については、国の説明責任として地方自治体に情報開示を行い、国と地方が対等な立場で協議し、地方の意見が反映されるよう、透明性の確保・充実に努めること
- 2 維持管理費に係る負担金については、維持管理に責任を負う国が負担することが原則であり、早期に廃止すること
- 3 整備費に係る負担金についても、国と地方の役割分担を明確にした上で、最終的に国直轄事業負担金制度は廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣 様

仙台市議会議長 野田 譲